

質問第八十二号

医師所得税改正に関する質問主意書

右の質問主意書を国会第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年四月十五日

小川友三

参議院議長 松平恒雄 殿

医師所得税改正に関する質問主意書

一、医は仁術なりの方式にて日本医師諸氏の薬價及手術料、診療料は安價であつたが、今回の所得税課税増加により、医師よりも困るのは患者である、この税金丈けは困窮の患者に直接かけられる課税となり、医師より回収せられており、患者より澤山の医師所得税減額の申出があるが、財政不足の政府の立場に多少共減額の処見ありや、御答弁を求む。

二、昭和二十二年度、医師への課税額の総計を發表せられたい、並びに昭和二十一年度同二十年度の医師の課税実収額も發表せられたい。

右質問に対し責任ある答弁を要求する。